

## 携帯電話契約の見直し促進を求める意見書

本年7月、総務省の有識者会議は、スマートフォンなど携帯電話の電気通信サービス契約における期間拘束・自動更新付契約に関する報告書をまとめ、その中で現行の2年契約を前提とする、いわゆる「二年縛り契約」を改善するよう提言している。

二年縛り契約は携帯電話事業者の大手3社がそろって採用しており、料金の安いサービスへの乗りかえを阻害し、料金の高どまりの要因とも言われている。有識者会議の報告書によれば、欧州連合では、24カ月を超える契約を結ばないことや最長でも12カ月以内の契約も提示することなどが既にルール化され、主要加盟国では国内での法制化がされているという。二年縛り契約は新規契約から2年間の割引が手厚いため、2年ごとに携帯電話会社や携帯端末をかえる利用者にとってはメリットが大きい反面、同じ携帯端末を長期間使う利用者が割引の原資となる高い利用料を払わされている点で公平さを損なっているとの指摘がある。日本のスマートフォン利用料金は利用の少ない方を中心に海外と比較して割高だと言われており、二年縛り契約を改善することで携帯電話利用者の選択肢がふえるとともに競争が促されることでさらなる利用料金の低減と利便性の向上につながっていくことが期待される。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、携帯電話の「二年縛り契約」の見直しを促進するため、携帯電話事業者各社に対して働きかけるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月30日

名古屋市会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣

} 宛（各 通）